

Q：学校の卒業式の延期、エレベーターの停止等による休業も不可抗力といえますか？

A：輪番停電の影響により各地の高校や大学において、卒業式が延期又は中止となり、関連事業にも大きな影響を与えています。これも、地震を原因としたものであり、卒業式の延期に伴う店舗の閉鎖・営業時間短縮を余儀なくされた結果生じる休業に対して休業手当を支払う義務はありません。また、ガソリン不足や高層マンションのエレベーター停止に伴い介護事業所（デイケア事業所など）が事業の一時停止・縮小（利用者を搬送できないため）を余儀なくされているような場合も、地震の影響の範囲内においては同様に考えることができます。

※この点について、3月15日付で厚生労働省労働基準局監督課長による通達が発表されたので、末尾に転載します。

Q：交通機関の乱れにより宿泊を余儀なくされた従業員に手当を支払わなければならないのでしょうか？

A：大震災当日は交通機関がストップし、会社に宿泊を余儀なくされた従業員が多数生まれました。これも、不可抗力によるものであり、使用者の指示に基づく宿泊勤務ではありませんので、賃金支払義務はありません。もちろん、労働者に配慮して食事代等を支給することを妨げるものではありません。

Q：福島の支店従業員は全員消防署から自宅待機を命じられていますか？

A：休業手当支払義務がないことと、被災地・被災者への支援とは区別して考えた方がいいでしょう。どのような形で支援できるか、会社で検討してみてください。

Q：輪番停電に伴い始業・終業時間を変動させることはできますか？またその際の留意点は？

A：東京電力は、5グループに分けて輪番停電を随時行うとしていますが、該当する地域に所在する企業は、例えば「●●日は午後3時をもって終業」「●●日は午前11時から始業」などの対応をしなければなりません。こうした一部休業も、「不可抗力」による休業ですから、「午後3時以降」あるいは「午前11時まで」の休業時間に対する休業手当支払義務はありません。実際に労働した時間に応じた賃金を支払えばいいことになります。

では、その際に生じた不就労時間分の穴埋めをどうするかという問題があります。考えられるのは、始業・終業時間の繰り上げまたは繰り下げによる対応です。就業規則に「業務の都合により始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げることがある」などと規定している場合、たとえば、その日は始業時間が2時間遅くなった（＝始業時間の繰り下げ）ので、終業時間も2時間遅くする（終業時間の繰り下げ）ことによって所定労働時間を確保することができます。このとき支払う賃金は、通常と同じ（＝1日分）ものとなります。ただし、始業・終業時刻は就業規則の絶対的必要記載事項ですから、就業規則に繰り上げ・繰り下げの規定がない場合はこうした対応を行うことができませんので気を付けてください。

では、たとえば午後3時以降の不就労時間分を翌日に振り替えて、翌日にその分長く就労させることは可能でしょうか。労働基準法は、労働日と休日とを振り替えることは認めています。が、“時間”の振替は認めていません。時間単位の振替を認めようと、労働者が就労時間を予測できなくなるという事態が生まれ、さらには長時間労働による健康上の障害が発生することにもつながるからです。

基監発0315第1号
平成23年3月15日

計画停電が実施される場合の労働基準法第26条の取扱いについて

厚生労働省労働基準局監督課長

休電による休業の場合の労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第26条の取扱いについては、「電力不足に伴う労働基準法の運用について」（昭和26年10月11日付け基発第696号。以下「局長通達」という。）の第1の1において示されているところである。

今般、平成23年東北地方太平洋沖地震により電力会社の電力供給設備に大きな被害が出ていること等から、不測の大規模停電を防止するため、電力会社において地域ごとの計画停電が行われている。この場合における局長通達の取扱いは下記のとおりであるので、了知されたい。

記

- 1 計画停電の時間帯における事業場の電力が供給されないことを理由とする休業については、原則として法第26条の使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しないこと。
- 2 計画停電の時間帯以外の時間帯の休業は、原則として法第26条の使用者の責めに帰すべき事由による休業に該当すること。ただし、計画停電が実施される日において、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて休業とする場合であって、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不適当と認められるときには、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて原則として法第26条の使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しないこと。
- 3 計画停電が予定されていたため休業としたが、実際には計画停電が実施されなかった場合については、計画停電の予定、その変更の内容やそれが公表された時期を踏まえ、上記1及び2に基づき判断すること。

メンタルヘルスを考える(Part 45)

社会保険労務士・産業カウンセラー 沖 利彦



「東日本大震災に寄せて」



今回は予定を変更して、3月11日に発生した東日本関東大震災に関連して、あれこれ述べたいと思います。

地震が起こってから、テレビの震災情報に釘付けになっている方が多いのではないかと思います。私は現在、テレビのない生活をしており、情報は新聞・ラジオ・インターネットから得ていますが、それでもつい、ネットサーフィンをしてしまうことがあります。

<恐怖にさいなまれて>

この間、皆様はどのような気持ちでお過ごしでしょうか？私は正直なところ、不安で仕方がありません。

「そんな大げさな…」と思われるかもしれませんが、私は四国で生まれ育ち、阪神淡路大震災以外の地震（揺れ）の記憶がないのです。阪神淡路大震災ですら、朝、強い揺れで起こされたという程度の感じ方でした。残っている記憶も、朝の神戸の街を覆う火の海や、被害が際限なく拡大していく様子を取材した映像でした。

それゆえ、上京してから、体に感じる揺れを日常的に体験していること自体、程度の違いはあれども不安を感じることでした。

そのような心理状態の中で人生最大の揺れを体験し、恐怖から完全に動揺してしまったのです。特に日曜日の夜は恐怖がピークに達していました。

今は仕事をしたり、自分の気持ちを友人に聞いてもらったりすることで、不安な気持ちが徐々に和らいでいるように思います。

今回の地震で甚大な被害に遭われた方、かつて大きな震災に遭われた方の中には、私の何倍もの恐怖を感じている方もいるでしょう。特に、親元を離れて単身で生活している方だと、恐怖が増幅され、夜、眠れないという方もいるかも知れません。

恐怖が増幅されている時に、テレビで震災の凄惨な映像を繰り返し見ていることは、自分で追い打ちをかけているようなものです。震災情報は入手しつつも、好きなDVDやバラエティ番組を見るのも、気持ちを落ち着かせる一つの手だと思えます。

そして、親しい人に自分の気持ちを打ち明けることで、恐怖は完全に消えないけれど、落ち着きを取り戻すことはできるのではないかと思います。

身内あるいは友人で思い当たる方がいらっしゃれば、方法は問わないので、とにかく声を掛け、その方と「つながって」下さい。

<衝動的な行動>

私の場合は、不安が恐怖という形で表れましたが、「焦りから来る衝動的な行動」という形で表れた方が少なくないようです。

スーパーやコンビニなどで水・食料品・日用品が買い占められ、品切れになっていることや、ガソリンスタンドに長蛇の列ができ、仕事や日常生活で不可欠な人とそうでない人が、少ないガソリンを奪い合っていることが分かりやすい例だと思います。

「買い占め」という言葉が使われているようですが、買い占めが原因で、本当に必要な人に生活物資や燃料が行き渡らない状況が起こっています。それはマスコミが取り上げない地域でも起こっており、スーパーやコンビニが軒並み閉店している地区もあるとのこと。

買い占め自体は、生活者として当然と言えば当然の行動で

す。現状では慎んだ方が良いことではあります。買い占めに至る気持ちまで否定されるべきものではありません。

そこで、買い出しに行く前に一呼吸して「目的のものが手に入れば、本当に不安は解消されるのか？」ということを考えていただきたいのです。既に関心を持って買い出しを済ませた方は「買って本当に不安は解消されたのか？」ということをお聞きしてみてください。

買い出しが無事完了し、目の前の不安が消えたら、新しい不安が生まれます。その不安は次の衝動的な行動を生み出すことが少なくありません。

気持ちだけではなく、思考や行動までも不安に支配された状態になっているのです。

一呼吸して考えても、どうしても買い出しに行かないと気が済まないという人は、行くのも止むを得ませんが、その際は、自分の思考や行動が不安に振り回されている状態かもしれないということを頭に置いておいて下さい。

<良かれと思ってしたことが…>

被災地の復興、被災地にいる方々のために何か役立つことをしたいと考える人も多いと思います。

役立つこと、具体的には、募金・献血・物資の寄付などが挙げられます。有用な情報を提供するのもその一つですが、チェーンメールには注意しなければなりません。震災に関するいろんな情報が錯綜しており、素人では正誤判断できない内容もあります。もっともらしい内容のメールを受け取ったとしても、転送する前に一呼吸置き、送信者に必ず情報源を確認して下さい。

情報源を確認することは、善意の送信者を疑っているように感じられ、気が引けるものですが、いたずらに不安を煽らないようにするためにも必要なことです。

役立つことと言えば、ボランティアもよく挙げられます。今は自衛隊や災害救助の専門家など、知識又は技術がある人のみ受け入れをしているようです。

その後、一般のボランティアを受け入れて行くことになるのですが、行こうと考えている人がいるのであれば、「行って本当に満足するのは誰？」とやんわり尋ねてみて下さい。

本当に満足するのは、まずは被災者の方々であるべきです。このことを忘れてしまうと、何のために行くのかが分からなくなってしまいます。

何か役立つことがしたいと思う気持ちが高じて、義務感に変わってしまい、実際には何もしていないことに対して不安を感じ、不安を解消するために、本来の目的を忘れて具体的な行動に走ってしまう、という誰のためにもならない結果に終わってしまうのです。

不安を煽る情報が日々耳に入ってきたりして、お先真っ暗な気持ちになることもあると思います。

ただ、この間を振り返れば、ホッとしたことや感動したこと、勇気もらったこともあるのではないかと思います。それは他人から受けた親切や、寝食を忘れて全力で困難に挑む様子など、いろいろな場面があったのではないかと思います。その場面は全て、置かれた状況の中で、自分ができることを全力で行った結果だと思えます。

明るい話が聞かれない現状ですが、その中で、自分ができることを全力で取りかかると、それが間接的ではあるけれど、結果的には被災者の力になるのではないかと、私はそう信じています。

職場のQ & A (震災特集)

